

WTO/FTA Column

Vol. 048
2007/8/20

JETRO

Japan External Trade Organization
International Economic Research Division

日本の相殺関税に関するパネル判決

～ 貿易史上初の相殺関税に対する韓国の WTO 提訴の結果分析 ～

WTO 小委員会 (パネル) は 2007 年 7 月 13 日、日本の韓国ハイニックス社製 DRAM 輸入に対する相殺関税 (Countervailing Duties、CVD)¹ 措置に関する報告書を公表した。韓国側は、パネルの判決は日本にとって措置の撤廃あるいは大幅な変更を迫られるような圧倒的に不利な内容であると報じた。しかし、論点を一つ一つ分析し、事実に照らし合わせてみると、必ずしもそうではなく、さらに日本は上級委員会への上訴というオプションも可能だ。

1. 背景

(1) 日本にとって不利なパネルの判決

「韓国がハイニックス半導体をめぐるとの通商紛争で勝利した」。「ハイニックス社が輸出する半導体 DRAM に対し相殺関税を賦課する日本政府の措置は不当」。7 月 13 日のパネルの判決を受けて韓国有力紙の中央日報や朝鮮日報が翌日に一斉に報じた記事の一部だ。韓国メディアだけではない。日本のメディアもトーンに差こそあれ、基本的には「日本実質敗訴」や「日本の課税は不適切と認定」などの報道が相次いだ。韓国外交通商部はパネル判決から 2 日後に発表したプレスリリースのなかで、「今回の判定により、日本は相殺関税措置を続ける法的根拠を失い、韓国は相殺関税撤廃を求める根拠を得た」と自国の勝訴を宣言、今後日本に対して CVD の撤廃を迫っていくことを発表した。

一方、日本政府は現時点ではパネル判決に対する今後の方針を明らかにしていないが、パネルの判決を受け入れれば CVD 措置を修正する義務が生じるし、不服とすれば上級委員会へ上訴して修正を求めることになる。日本にとって史上初となったこの CVD の発動は、これまで消極的であった貿易救済措置の利用に対する考え方の変化を示しているように見受けられる。その流れの一つとして、日本政府は 2007 年 4 月には中国の電解二酸化マンガ

¹ CVD とは、アンチダンピング措置と同様、WTO で各国に使用が認められている貿易救済措置の一つである。輸出国政府が企業に補助金を供与し、それにより競争力をつけた製品の輸入が輸入国の国内産業に与える損害を除去するための特別関税である。「補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM 協定)」は、各国による CVD の濫用を防ぐために CVD 発動にかかる調査・手続などを規律している。輸入国が CVD を発動するには、事前の調査段階において、輸出国の補助金の存在、特定性 (補助金交付の対象がある企業に特定されていること)、輸入製品が国内産業に及ぼした損害、例えば輸入の急増などの証明を義務付けている。

ン輸入に対してアンチダンピング（AD）調査を開始した²。中国に対する AD 調査は過去に例がない。

（2）韓国の申し立て

韓国は日本の CVD 措置が「補助金及び相殺措置（SCM）に関する協定」に違反しているとして、2006 年 3 月に WTO に協議要請を行い、同年 6 月にはパネル設置を要請した。韓国側が提訴の対象とした CVD 措置は、日本政府が日本マイクロン社とエルピーダ・メモリ社の申請を受け、韓国のハイニックス社製 DRAM 製品輸入に対して 2006 年 1 月に発動（27.2%の追加関税）したことを指す。³

韓国の主張は具体的には韓国政府の補助金、補助金の利益額（Amount of Benefit）、補助金の効果、特定性などに関する日本の調査担当省庁（経済産業省、財務省、産業所管省）の決定が SCM 協定に違反しているとの内容であった。これに加え、日本に対して CVD 措置の撤回と徴収した CVD 税の返金を命ずるようパネルに要請した。

（3）パネルの判決

パネルは 7 月 13 日に公表したパネル報告書のなかで、15 にのぼる論点のうち、7 点については日本の措置に問題は見当たらないとして韓国の主張を退けた。一方、5 点については措置に問題が見られるとして韓国の主張を認め、残りの 3 点については判断を下さなかった。パネルが支持した韓国の主張のうち、①「2002 年 12 月措置」（以下、12 月措置、内容については後述）における補助金の存在、②12 月措置と「2001 年 10 月措置」（以下、10 月措置、内容については後述）における補助金の利益額、③補助金の効果が本件で最も重要な議論となった。以下ではこれらのパネルの判断を具体的に分析する。なお、パネルが支持した韓国の主張 5 点のうち残りの 2 点（12 月措置における利益供与（Benefit Conferred）と利益額計算式の国内法への未掲載）については上記判断の副次的判断かつ日本にとって容易に修正可能などの理由から本分析から省くこととする。

ちなみに、韓国がパネルに要請した日本に対する CVD 措置の撤回と徴収した CVD 税の返金については全ての審理の最後に扱われ、「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）」の第 19.1 条⁴に基づき、WTO 違反と認定された措置を WTO 協定に適合させるよう日本に対して要求する一方、その手段は日本が決めるべき問題として、韓国の要請を却下した。したがって、日本は以下に説明する WTO 違反とされた CVD 措置についてパネルの判断に基づき WTO 協定に適合させる義務を負ったが、措置の撤回や過去に徴収した

² 経済産業省対外経済政策総合サイト参照。

http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/trade-remedy_hp/trade-remedy_hp.htm

³ 韓国の WTO 提訴に関する内容はジェトロ通商弘報 2006 年 3 月 17 日記事「相殺関税は協定違反と日本に 2 国間協議を要請－ハイニックス製 DRAM 問題－」水野亮、松尾修二、2006 年 4 月 25 日記事「相殺関税、初めて発動－意識高まる国内産業界－」水野亮、2006 年 6 月 21 日記事「WTO、相殺関税賦課をめぐるパネルを設置－ハイニックス製 DRAM 問題－」水野亮、松尾修二を参照されたい。

⁴ DSU 第 19.1 条は、「小委員会又は上級委員会は、ある措置がいずれかの対象協定に適合しないと認める場合には、関係加盟国に対し当該措置を当該協定に適合させるよう勧告する。小委員会又は上級委員会は、更に、当該関係加盟国がその勧告を実施し得る方法を提案することができる」と規定している。

CVD 税の返金義務は負わなかった。

2. パネルにおける議論

(1) 最も重要な論点となった補助金の存在

CVD は、輸出国政府の補助金を受けた企業の輸出製品に対して発動されるものである。よって、調査当局が CVD を発動するためには輸出国政府の補助金の存在を確認しなければならない。一般的に、相手国政府の措置が現金や物品の供与であった場合、それらの政府・企業間の取引の記録などを発見すれば補助金の存在を証明したことになる。しかし、今回日本政府が認定した補助金は、ハイニックス社への金融支援を実現するための韓国政府による民間金融機関への「働きかけ」（本来政府が行う企業への補助金供与を民間金融機関に「委託」(Entrustment) や「指示」(Direction) すること) であった。つまり、韓国政府が自らの財源を使って同社に補助金を供与したのではなく、働きかけにより民間金融機関がハイニックス社へ金融支援を行った、という間接的な性格を有する補助金であった⁵。ゆえに、当該補助金を認定するために韓国政府の民間金融機関への働きかけがあったことを証明する必要があった。

では日本政府は韓国政府の働きかけを証明するためにどのようなロジックを展開したのか。それは一言でいえば「経営危機におちいていた企業に銀行が金を貸したのは政府が銀行にそうするよう働きかけたからだ」ということになる。2001 年頃から業績が悪化したハイニックス社にとって商業市場からの資金調達に困難な状況のなか、ウリィ銀行、朝興銀行、韓国外換銀行、農協の民間金融機関 4 行（以下、4 行）が同社に支援を決定したのは商業的動機以外の理由（非商業的理由）があったからで、その非商業的理由とは韓国政府の働きかけであった、というロジックである。そして、韓国政府の働きかけを証明するために、上記したロジックの構成部分、つまり「商業市場からの困難な資金調達」、「韓国政府の行動」、「銀行による同社の審査の状況（与信判断の非商業性）」に関連する状況証拠を徹底的に集めたのだ⁶。そして、これらの状況証拠に基づき、韓国政府が 10 月措置と 12 月措置⁷と呼ばれる金融支援プログラムを通じて、同社に対して融資や債務免除などを実施するよう 4 行に働きかけた、と結論付けた。

パネルではこの日本政府による補助金認定が最大の争点となった。韓国は日本政府の証明にかかるロジックの構成部分それぞれが証拠に基づく事実ではなく単なる推論に基づく

⁵ 「補助金及び相殺措置（SCM）に関する協定」第 1 条は大別して (1) 資金など直接的な供与、(2) 収入となるべきものの放棄、(3) 社会資本以外の物品や役務の提供、(4) 政府による (1) ～ (3) の補助金供与の（金融機関などへの）委託 (entrustment) もしくは指示 (direction) を挙げている。このうち、日本は (4) の補助金、つまり韓国政府がある金融機関に対してハイニックス社を支援するよう委託もしくは指示したことをもって、補助金と認定した。

⁶ 具体的には以下のような状況であった。ハイニックス社が DRAM 価格の下落などを原因として経営難に陥っていた 2001 年頃、スタンダードアンドプアーズ社は 2001 年 8 月に同社の格付けを CCC+、9 月には CC まで下げ、10 月には「選択的債務不履行」にまで引き下げた。ハイニックス社が市中から資金を調達することは困難であったにもかかわらず、4 行は同社に対して金融支援プログラムを実施した。他方、当時韓国政府はハイニックス社の正常化を経済政策の一つとして位置付けており、銀行の個別営業行為に対して関与しうる法的枠組みや政策が銀行の与信政策に影響を及ぼす可能性があった。

⁷ 10 月措置は新規融資、債務の資本への転換 (debt-equity swap)、債務免除、弁済期延長 (リスク) を含む。民間金融機関 18 行が参加。12 月措置は債務の資本への転換、弁済期延長、債務の利息の支払猶予のための元本化に伴う新規貸付を含む。10 行が参加。

ものにすぎないと主張した。

パネルは、①「民間金融機関は合理的であるならば、経営危機に陥っていたハイニックス社の再建に参加しないはず」という日本政府の仮定、②韓国政府のハイニックス社救済の意図に関する日本の決定、③4行が再建に参加する商業的合理性に関する日本の分析、などについてそれぞれ審理を行った。以下にそれぞれの審理を見ていく。

①日本にとって重要だった民間金融機関の経済的合理性に関する議論

韓国は、「民間金融機関は合理的であり、経営危機に陥っていたハイニックス社へ融資をしない」という日本政府の仮定にそもそも間違いがあったと主張した。韓国によると、日本政府の仮定は、ハイニックス社の経営危機以前には出資していなかった民間金融機関（新規）の同社に対する見方のみに基づいて立てられたものであるとしている。以前から出資していた4行（既存）は最大限の債権回収を求めらるであろうから、ハイニックス社への金融支援を決めたことは経済的に合理的であったと考えられるが、日本政府は既存4行の見方を考慮に入れなかったと主張した。

日本は、これに対し、こうした分析は韓国の指摘するような考え方に基づいていない。むしろ、「既存の民間金融機関は債権回収を最大限可能にするために追加的融資を行うかもしれない」という前提を受け入れた上で、この前提に沿って行動していたかどうかを評価するために4行それぞれの意志決定過程を分析したと反論した。

パネルは、上記した日本政府の仮定は、ハイニックス社がこれらの金融機関から資金を集める能力がないという事実認定から導かれたものであったことを指摘した。同時に、4行が10月措置および12月措置の実行可能性についての内部及び外部機関の分析を参考にしてきた事実を見つけたことを指摘した。このことから、日本政府は、「既存の民間金融機関が債権回収を最大限可能にするために追加的融資を行うかもしれない」という前提を考慮に入れていたと判断した。その上で、日本政府が新規の金融機関の見方のみに基づいているという韓国の主張を退けた。

もしパネルが韓国の主張を支持し、日本政府の仮定に間違いがあったと判断していれば、日本は調査手法そのものを修正する必要が生じていた。ゆえに、この論点で韓国の主張を退けたことは日本にとって大きく有利に働いたと考えられる。

②韓国政府にはハイニックス社を延命させる意図があった

韓国政府のハイニックス社を延命させる意図があったことの証明として、日本政府は、CVD調査段階において、当時韓国政府がハイニックス社の正常化を経済政策の一つとして位置付けており、さらに銀行の個別営業行為に対して関与しうる法的枠組みや政策が銀行の与信政策に影響を及ぼす可能性があったことを主張した。そして、韓国政府の4行への関与の意図を掲載したプレスリリースや新聞記事などを状況証拠として集めた。

韓国は、日本政府はプレスリリースや新聞記事などからバイアスのかかった推論を行ったと主張した。これに対し、パネルは、証拠を一つ一つ見れば韓国の主張も理解できるが、「全体」(Totality)として見れば、韓国政府に支援関与の意図があったとの判断は適切で

あったとし、韓国の主張を退けた。

③商業的合理性に関する議論の鍵となったドイツ銀行によるハイニックス社レポート

日本政府は CVD 調査段階で 12 月措置における 4 行によるハイニックス社支援は商業的合理性に基づいていないと判断したが、その根拠の一つはドイツ銀行によるハイニックス社に関するレポートであった。4 行のハイニックス社に関する与信決定は、部分的にはドイツ銀行レポートの検討に基づき行われた。しかし、日本の主張によると、このレポートの作成には韓国政府が介入し、ハイニックス社の清算価値 (Liquidation Value) を過小評価する一方、継続企業価値 (Going-Concern Value) を過大評価する内容となった。ゆえに、同レポートの第三者性は低く、商業性を主張する 4 行の意見の信憑性は低いと結論付けた。これに対し、韓国は日本政府の判断が間違っていたと主張した。

パネルは、ドイツ銀行レポートに関する日本政府の判断は適切でなかったとの見解を示した。日本が提示した証拠一つ一つを見ても、「全体」(Totality)を見ても、証拠からは韓国政府がドイツ銀行レポートに介入したという結論を導くことはできないと述べた。そして、日本政府が 4 行の非商業性に基づく支援決定の根拠の多くをドイツ銀行レポートに依拠しており、さらにこの非商業性が、韓国政府が金融機関に働きかけていたという判断の大きな部分を占めていることから、12 月措置に関する日本政府の決定は SCM 協定第 1.1(a)(1)(iv)に違反していると判断した。

以上をまとめると、パネルは民間金融機関の経済的合理性と韓国政府のハイニックス社延命の意図の 2 点に関する日本政府の判断は正しいが、ドイツ銀行レポート作成への韓国政府の介入に関する日本政府の証明が不十分であったと判断、日本政府の決定が SCM 協定第 1.1(a)(1)(iv)に違反していると結論付けた。このパネルの判断は CVD 措置にどの程度の影響を与えるのであろうか。12 月措置に向けられた CVD 税額は 9.1%となっている。つまり、ドイツ銀行レポートに関するパネルの判断が影響を与える部分は 27.2%の CVD 税総額のうち 9.1%に過ぎない。さらに、4 行の非商業性に関する日本政府の証明は、ドイツ銀行レポートのみを対象としているわけではない。4 行の内部審査資料とドイツ銀行レポートを合わせて総合的に判断している。このままパネルの判断を受け入れ、日本がこの部分を修正するのであれば、ドイツ銀行レポートへの韓国政府の関与を裏付ける証拠をさらに集めたり、個別銀行ごとの内部審査資料を集めるなどして 4 つの商業銀行の非商業的な行動を証明するという対応が可能であろう。

(2) 補助金の利益計算に関する判断

補助金認定に関する判断の後、議論は補助金の利益額 (Amount of Benefit) に移った⁸。10 月措置および 12 月措置を通じた補助金の利益計算について両国間で議論が交わされた。通常、市場における調達条件と比較して企業が政府から受け取った条件が有利であれば利益があるとみなされ、その差額が利益の額となる。したがって、利益計算には市中金利などの指標をベンチマークとして使い、当該補助金による有利な条件との差額を計算

⁸ SCM 第 1.1(b)は脚注 3 で示した 4 つの政府の措置のうちいずれかが利益をもたらせば、補助金が存在するとみなされると規定。

する。日本政府は調査段階で 4 行の新規貸付および債務の弁済期延長（リスク）にかかる補助金の利益計算に使うベンチマークの指標を決める際、当時のハイニックス社に対する金融機関からの正常な貸付は不可能との理由から、市中金利の代わりとして「信用力欠如企業（uncreditworthy companies）」のための基準利子率計算式から割り出した値をベンチマークとして使った。

韓国は、この計算式は新規の民間金融機関、つまりハイニックス社の経営危機時に出資していなかった金融機関が分析に用いる計算式であって、日本政府が補助金の利益を計算するベンチマークとしてこの計算式を使ったことは適切でなく、SCM 協定第 1.1(b)条と第 14 条⁹に違反していると主張した。同様に、債務の資本への転換（debt-equity swap）に関する計算も適切な方法に基づいていないと主張した。パネルは韓国のこれらの主張を認めた。

また、韓国は日本政府が利益計算に使った計算式が、日本の国内法令もしくは実施規則（「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドライン」）に表記されておらず、SCM 協定第 14 条の冒頭に違反すると主張、パネルはこの主張も支持した。

補助金の利益計算に関するパネルの判断は、補助金利益額計算にどの程度影響してくるのであろうか。27.2%の CVD 税総額のうち 18.1%にあたる 10 月措置には、「新規貸付」、「債務の弁済期延長及び金利削減」、「債務の資本への転換」、「債務免除」の 4 つの措置が含まれているが、このうち日本政府が上記計算式を使ったのは「新規貸付」と「債務の弁済期延長」のみである。この 2 つの措置はいずれも調査対象期間の 2003 年に補助金が配分されていないとの理由から CVD 税額の対象となっていない。ゆえに、このパネルの判断は 10 月措置に向けられた CVD 税額に全く影響を与えない。一方、12 月措置には「債務の資本への転換」、「債務の弁済期延長」、「債務の利息の支払猶予のための元本化に伴う新規貸付」の 3 つが含まれるが、このうち日本政府が上記計算式を使ったのは「債務の弁済期延長」と「債務の利息の支払い猶予のための元本化に伴う新規貸付」の 2 つであり、補助金利益額 3,488 億ウォンのうち半分強の 1,829 億ウォン分の計算に影響を与える。だが、他のベンチマークを使って再度計算したとしても、わずかに変更されるだけにとどまると考えられる。

また、計算式が国内法に記されていないのは不適切とのパネルの判断に従うのであれば、計算式をガイドラインに掲載すれば済む話であり、CVD 税額に影響はない。

（3）補助金の効果に関する議論

日本政府は、CVD 税額を決定するにあたり、補助金の一部について 10 月措置と 12 月措置からそれぞれ補助金利益額を割り出し、ハイニックス社の半導体設備の耐用年数を韓国の法令に基づき 5 年とした上で、2001 年から 2005 年の 5 年間にその利益額を割り振り、

⁹ SCM 協定第 14 条は補助金を受ける者の利益による補助金の額の算定に関する規定。基本的には補助金の利益は市場における通常の貸付や支払額などと当該貸付の条件を比較し、その差額を利益とする。また、第 14 条冒頭では、利益計算の方法は、「当該加盟国の国内法令又は実施規則に規定する」としている。ちなみに、韓国は日本が利益計算に使った方法が、日本の国内法令もしくは実施規則に表記されていないと主張、パネルはこの主張を支持した。

調査対象期間である 2003 年の利益額を計算した。これに対し、韓国は 10 月措置のなかの反復しない補助金（non-recurring subsidies、「債務の資本への転換」と「債務免除」にかかる補助金）は、実際に日本が CVD を発動した 2006 年 1 月にはすでに期限切れで存在しなかったため、これらに対して CVD 税を賦課することは SCM 協定第 19.4 条と第 21.1 条に違反すると主張していた¹⁰。

パネルは、SCM 第 21.1 条は CVD 発動以降に適用される条項であるという理由から、韓国の主張を退けた。しかし、第 19.4 条についてはその条文だけで判断することはできないとして、第 19.1 条に言及し、「補助金の存在及び額につき並びに当該補助金の交付を受けた製品の輸入が当該補助金の及ぼす影響により損害を与えていることにつき最終的な決定を行った場合には、当該補助金が廃止されない限り」CVD 税を課すことができることに言及、「損害を与えている」は現在形であることから CVD 発動の時点で補助金が存在する必要があるとして、韓国の主張を支持した。

パネルがこの部分で韓国の主張を支持したことは日本にとって最大の痛手となった。10 月措置のなかの反復しない補助金にあたる「債務の資本への転換」と「債務免除」の 2003 年に配分した補助金額は 10 月措置の補助金額全体にあたる。つまり、10 月措置に向けられた 18.1%の CVD 税額全てに影響が出てくる。

さて、上記のとおり、日本政府は 10 月措置を計算した際、2001 年から 2005 年の 5 年間にその利益額を割り振り、調査対象期間である 2003 年の利益額を計算した。しかし、ハイニックス社が 4 行から受けた「債務の資本への転換」と「債務免除」は 2001 年 1 月ではなく、早くとも 10 月措置以降である。ある通商専門家によると、10 月措置発表直後にこれらの措置が実施されたとしても、補助金の効果は 2001 年 10 月から 2006 年 9 月の 5 年間として計算し直す事が可能と考えられる。こうすれば、CVD 発動日である 2006 年 1 月にはこの反復しない補助金は存在していることになり、これに対して CVD を発動することに問題はなであろう。

3. パネル判決の真相と日本の上訴の可能性

上記した分析をまとめてみる。日本のハイニックス社製 DRAM 輸入に対する CVD 措置のうち、パネルが WTO 違反と指摘したのは主に補助金の存在、補助金の利益額、補助金の効果に関する決定であった。補助金の存在の認定ではドイツ銀行レポートに関する日本の判断が不適切と判断されたが、そもそも 12 月措置が CVD 税に占める割合は小さい。また、4 行の非商業性はドイツ銀行レポートに関する証拠を補強するとか、内部審査資料など他の証拠を充実させるなどして修正可能と考えられる。補助金の利益額計算に関しても、CVD 税に占める割合はわずかであることが分かった。そして、補助金の効果に関しては、日本がそのままパネルの指示を受け入れれば CVD 税額に大きな影響が出ようが、補助金効果の期間を変更するなどして対応可能とも考えられる。

¹⁰ 第 19.4 条は「いかなる輸入製品についても、その存在が認定された補助金の額（補助金の交付を受けて輸出された製品の単位当たりの補助金の額）を超える額の相殺関税を課してはならない。」と規定、第 21.1 条は「相殺関税は、損害を与えている補助金に対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有する。」と規定している。

このうえ、日本が上級委員会へ上訴すれば、これらのパネルの判断を無効にすることも可能だ。以前、韓国は日本の CVD 措置と同様に欧米の対ハイニックス社製 DRAM に対する CVD 措置を WTO に提訴した経緯がある¹¹。パネルでは米国と EU とともに CVD 措置の一部の修正を命じられたが、米国の場合は上級委員会がパネルの判断を覆した。つまり、4 行の非商業性を証明するためのドイツ銀行レポートを WTO 違反とするパネルの判断は、政府の働きかけは情況証拠一つ一つを見て判断するのではなく、「全体」(Totality)を見て判断すべきとした「米国の韓国産 DRAMs に対する相殺関税調査事件」における上級委員会の判断に準じたものであったのか確認し、対応を固めることが求められる。

本来、パネルの判決は、加盟国の貿易上の政策・措置を WTO 協定に適合させることを目的としている。各案件には WTO 違反とそうでない措置が入り混じっている。日本が今回の判決を受けて、CVD 措置を WTO 上問題のない措置に修正すれば、多少 CVD 税を減額することが考えられる。しかし、日本にとって措置の撤回や大幅な変更を迫られるような圧倒的に不利な判決であったかという点、必ずしもそうでないと考えられる。

国際経済研究課 水野亮 (みずの りょう)

¹¹ DS296「米国の韓国産 DRAMs に対する相殺関税調査」は 2003 年 6 月に韓国が協議要請、パネルは米国が補助金認定の根拠とした韓国政府による民間金融機関への働きかけは立証されていないとして米国に措置の修正を命じた。米国は 2005 年 3 月にパネルの判断を不服として上級委員会へ申立てを行い、上級委員会はパネルの証拠の認定方法等に誤りがあるとして、パネルの判断を無効とした。DS299「EU の韓国産 DRAM チップに対する相殺関税措置」は、韓国が 2003 年 7 月に協議要請を行った。パネルは EU が認定した韓国政府による働きかけの一部、利益認定の一部、損害認定の一部を SCM 協定違反としたが、EU の主張を相当程度認めた。

<参考文献>

Asahi.com 「日本の対韓 DRAM 相殺関税 WTO が是正勧告」 2007 年 7 月 14 日記事

イ・ジンソク 「日本の対ハイニックス社製 DRAM 相殺関税賦課は不当」 朝鮮日報 2007 年 7 月 14 日記事

梅島修 「米国－韓国製 DRAM に関する相殺関税調査」及び「EC－韓国製 DRAM に関する相殺措置」 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.html

外務省 「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 WTO」 1997 年

経済産業省 「大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製半導体 DRAM に係る相殺関税賦課の調査の結果について」 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/trade-remedy_hp/cvd/cvd_houdouhappyo_u.htm

Nikkei Net 「日本の相殺関税に是正勧告・日韓半導体紛争で WTO 小委」 2007 年 14 日記事

ホン・ビョンギ 「WTO 『日本の対ハイニックス報復関税は不当』」 中央日報 2007 年 7 月 14 日記事

毎日新聞ニュース 「日韓半導体紛争：韓国への相殺関税、日本が実質敗訴－WTO」 2007 年 14 日記事

水野亮 「相殺関税、初めて発動－意識高まる国内産業界－」 ジェトロ通商弘報 2006 年 4 月 25 日記事。

水野亮、松尾修二 「相殺関税は協定違反と日本に 2 国間協議を要請－ハイニックス製 DRAM 問題－」 ジェトロ通商弘報 2006 年 3 月 17 日記事。

水野亮、松尾修二 「WTO、相殺関税賦課をめぐるパネルを設置－ハイニックス製 DRAM 問題－」 ジェトロ通商弘報 2006 年 6 月 21 日記事。

Pruzin, Daniel, “Countervailing Duties: WTO Publishes Final Ruling In U.S.-Korea DRAMs Dispute,” WTO Reporter, February 23, 2005.

Pruzin, Daniel, “Countervailing Duties: WTO Publishes Final Decision In EU-South Korea DRAMS Dispute,” WTO Reporter, June 20, 2005.

Pruzin, Daniel, “Countervailing Duties: WTO Appellate Body Reverses Findings By Panel Against U.S. on Korean DRAMs,” WTO Reporter, June 28, 2005.

Pruzin, Daniel and Toshio Aritake, “Countervailing Duties: WTO Publishes Mixed Final Ruling in Dispute between Japan, Korea over CVDs on DRAMs,” WTO Reporter, July 16, 2007.

World Trade Organization, “Japan-Countervailing Duties on Dynamic Random Access Memories from Korea,” Report of the Panel, WT/DS336/R, July 13, 2007.